

【Q22】 Remedies Cumulative と題する条項の意味を教えてください。

【A22】 ご質問の条項は、以下のような内容のものが典型的です。

“All remedies, whether under this Agreement, provided by law, or otherwise, shall be cumulative and not alternative.”

「本契約に基づくもの、あるいは法律に基づくものであるかどうかにかかわらず、すべての救済方法は累積的なものであって選択的なものではないものとする。」

まず、このような条項が何のためにあるかですが、Cumulative 「累積的」の語がキーワードになります。契約条項の違反などがあった場合につき、契約書中に具体的な救済方法 (remedies) を書いたとします。もしそれが法律や判例法などで認められた救済方法と異なる内容であったときは、少なくとも 2 通りの解釈が成り立ちます。一つは、契約書中に特約的に書いたことが法律などを排除しこれらに優先して適用されるとの解釈です。もう一つは、法律などに規定された救済方法に累積的に追加するために契約で規定したとみる解釈です。“Remedies Cumulative” 条項は、後者の解釈をとる旨を明記するためにあるのです。したがって、それぞれの救済方法が互いに排除し二者択一的になるわけではないことを続けて確認的に述べたりします。

remedy 「救済方法」の概念は、英米法的なものです。一般に英米法の下で契約違反などに対して与えられる救済方法には、コモンロー上のものとエクイティ上のものがあります。ここでコモンローというのは、狭義の使い方をしており、広義では英米法全体を指します。英米私法は、一般原則的法ルールを表す狭義のコモンローとエクイティ (衡平法) の 2 本建てでできています。エクイティは、一般原則であるコモンローを補充、修正する原理です。

コモンロー上の remedy としては、damages 「損害賠償」があり、エクイティ上の remedy としては、specific performance 「特定履行」と injunction 「差止 (命令)」があります。第一次的救済方法は損害賠償であって、これによっては救済の目的が達せられないときにエクイティ上の救済方法が与えられます。特定履行の例としては、名誉毀損につきわが国の民法 723 条が規定しているような「名誉を回復するに適切な処分」すなわち謝罪広告を命ずることなどがあげられます。

“Remedies Cumulative” 条項には、その契約が英米法系の法律を準拠法としていないときでも、“remedies existing at law or in equity or otherwise” 「コモンロー上、エクイティ上またはその他において存在する救済方法」に追加的で累積的なものであると規定することがあります。at law の部分の訳し方ですが、in equity と並べている以上、「法律上」と訳すのは適当ではないこととなります。「コモンロー上は」と訳すべきです。

この場合の law は、必ずしも法律に規定された「法」ではなく、コモンローすなわち慣習法、判例法の体系を意味します。したがって、書かれざる不文律的な自然法に近いもの

とされていることも知っておいたほうがよいでしょう。それを具体的な事件の解決を通じて裁判官が下す判決などの判例法に集積したものがコモンローであるとされているのです。

[参考]

民法 723 条

他人の名誉を毀損したる者に対しては裁判所は被害者の請求に因り損害賠償に代へ又は損害賠償と共に名誉を回復するに適當なる処分を命ずることを得。

(弁護士 長谷川俊明)